

平成 2 8 年 第 5 回 定例会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 28 年 9 月 6 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 28 年 9 月 16 日 午後 1 時 21 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺 祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 佐藤 久哉 2 番 白馬 康進
2			諸般の報告	
3	議案	65	平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について	
4	〃	66	平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
5	〃	67	平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
6	〃	68	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
7	〃	69	平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
8	認定	1	平成 27 年度津別町一般会計決算の認定について	
9	〃	2	平成 27 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
10	〃	3	平成 27 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
11	〃	4	平成 27 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
12	〃	5	平成 27 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	6	平成27年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
14	〃	7	平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
15	意見書案	5	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
16	〃	6	「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心の介護保障を強く求める意見書について	
17	〃	7	J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について	
18	〃	8	農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書について	
19	〃	9	「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書について	
20	〃	10	指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書について	
21	〃	11	後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書について	
22	報告	6	平成27年度財政健全化判断比率の報告について	
23	〃	7	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
24	〃	8	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
25	〃	9	例月出納検査の報告について（平成27年度5月分、平成28年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
1 番 佐 藤 久 哉 君 2 番 白 馬 康 進 君
の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。
議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。
以上でございます。
○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 65 号

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 65 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第 65 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出におきまして退職手当組合の追加費用負担の増額、林業研修会館と議事堂の耐震診断費用の追加、新たな臨時福祉給付金事業の追加、小学校施設整備事業の追加などを中心に補正予算を組ませていただいたところであります。それでは補正予算の条項をご覧ください。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出にそれぞれ 7,045 万 1,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算の総額を 55 億 8,283 万 5,000 円と規定するものであります。

なお、先の両常任委員会では、一部歳出補正額に漏れがありましたので内訳全体の補正額が変更になっておりますことをご了解ください。よろしく申し上げます。

第 2 項につきましては、これから説明いたします補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

それでは、資料の事項別明細書について歳出から説明させていただきますので、7 ページから 8 ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、給与費の退職手当組合負担金は、過去 3 年間の精算分としまして 515 万 5,000 円の増額となります。総務管理経費は、中学生の二水郷派遣に係る二水郷以外の滞在費を、台北の滞在費用を津別町で見ることになったことによる経費、それから事前研修会の経費の増に伴いまして津別町・二水郷中学生交流事業実行委員会に対する負担金 114 万 4,000 円の増額となります。当初予算と合わせますと 222 万 4,000 円の負担金ということになります。地域情報化経費は、道道津別陸別線の二又地区におきます道路改良に関連する電柱等移設に係る手数料で 334 万 8,000 円の追加となりますが、これはすべて移転補償費で賄われることとなります。目 4 会計管理費は、備品購入費への流用に伴う流用元、需用費の印刷費 6 万 5,000 円の増額です。目 5 財産管理費は、庁舎等維持管理経費としまして 9 ページから 10 ページをお開きください。議会議事堂と林業研修会館の耐震診断を行うこととしまして調査業務の委託料 864 万円の追加となります。次に、町有建物等維持管理経費につきましては、旧 A コープの建物の水道

元栓修繕で19万7,000円。幸町、庁舎の向こう側、東側になりますが、その空き地整備として重機借上料7万6,000円と原材料の砂利購入費63万8,000円の増額となります。項2地域振興費、目1企画総務費は、人づくり・まちづくり活動支援につきまして、本年度新制度に伴いまして、補助金として117万9,000円。また、先に流用させていただいておりました流用元の企画調整事務経費の諸報償に74万5,000円、合わせて192万4,000円の増額となります。目2企画開発費につきましては、森の健康館管理業務といたしまして、各修繕料といたしまして108万円の増額。次、12ページのほうになります。屋根のほうの雨漏りに係る改修工事といたしまして272万2,000円の増額となります。目3企画振興費は、地域振興施設管理業務といたしまして相生物産館のガス供給設備等の修繕といたしまして47万円、また修繕費の流用に係る流用元への補正として委託料の除排雪に4万円の増額となります。役務費の通信運搬費、ネットワーク使用料3万9,000円の増額は、これはお試し暮らし住宅のWi-Fi化に係る経費です。それから、体験交流施設管理運営経費につきましては、消防設備等の修繕としまして21万6,000円の増額となります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、障害者総合支援事業経費につきまして、扶助費において補聴器の購入費助成としまして軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業6万2,000円の追加。それから、高額障害福祉サービス等給付費としまして、新規に3名が対象となったことから18万円の追加となっています。また、14ページのほうになります。過年度の事業の返還金として国費、道費合わせまして418万8,000円の追加となります。次に、臨時福祉給付事業ですが、これは対象人数を1,100人と想定いたしまして、1人当たり3,000円を支給するもので、全体事業費で460万4,000円の追加となりますが、最下段にあります過年度の超過交付金の返還金として16万2,000円も追加となるところであります。福祉有償運送運営協議会経費につきましては、16ページのほうになります。会議1回分の不足として報酬1万6,000円の増額となります。年金生活者等支援臨時福祉給付金についてですが、これは障害遺族年金受給者向けの給付金で対象者70名と想定しまして、1人当たり3万円ですので補助金として210万円の追加となります。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、事務経費であります職員旅費に対しての繰出金9万3,000円の増額です。目5老

人福祉費につきましては、老人福祉施設管理経費といたしまして友楽園の書庫入り口の除雪経費として11万3,000円の追加、また、友楽園につきましては、冬の寒さ対策として新たに床暖房を設置する工事332万1,000円の追加となります。介護サービス支援事業につきましては、特別養護老人ホームの車椅子、入浴装置の修繕料といたしまして補助金20万6,000円の増額です。介護保険施設従事者就業支援等事業につきましては、就業支援1名増によりまして補助金として24万円の増額となります。

17ページから18ページをお開きください。目7交通安全推進費につきましては、一般管理費の地域情報化経費と同様に二又における道道の改良によりまして、赤色回転灯の移設の手数料12万3,000円の追加となります。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業につきましては、過年度事業に係る超過交付金の返還金として国費、道費合わせて564万5,000円の追加となります。この補正額につきまして、先の常任委員会では国費分のみの額で道費分を含めず報告しておりました。補正額が変更になっています。変更はこの分だけですのでご了解願いたいと思います。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金としまして47万6,000円の増額となります。項2清掃費、目1塵芥処理費につきましては、一般廃棄物の最終処分場施設整備事業といたしまして、札幌におきまして循環型社会形成推進協議会というものの協議が必要になることから2名分の出席旅費9万4,000円の増額となります。

款6農林業費は、19ページから20ページをお開きください。項1農業費、目2農業総務費は、財源内訳のみの補正となります。目3農業振興費につきましては、鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、先に説明いたしました二又における道道改修工事に係る鹿柵の移設工事といたしまして161万2,000円の追加となります。目5畜産業費は、財源内訳のみの補正になります。項2林業費、目4林業構造改善費につきましては、上里森林公園管理経費としまして、合併浄化槽の修繕料30万4,000円の増額となります。

款7商工費、項1商工費、目3観光費は、財源内訳のみの補正となります。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費につきましては、道路橋梁維持整備事業で21ページから22ページをお開きください。町道141号線の舗装工事予定

に伴う配水管移設設計に係る水道事業会計の補償としまして 159 万 9,000 円の追加となっております。なお、町道舗装工事に係る設計費は、当初予算に計上しております。次に、道路維持作業車管理経費につきましては、これは手押しの滑り止め用の砂利散布機を購入する費用で、備品購入費 10 万 6,000 円の増額となります。

款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費につきましては、小学校施設整備事業としまして旧職員室に図書室を移設し、現在の図書室を特別支援学級用に改造、今後の需要に対応しようとするもので、工事請負費 1,538 万円、図書の移動運搬委託としまして 14 万 9,000 円、合わせて 1,552 万 9,000 円の追加となるところです。項 4 社会教育費、目 3 会館管理費、公民館管理経費としまして施設修繕の流用元への燃料に 29 万 5,000 円増額するものです。項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費につきましては、社会体育事業経費で 23 ページから 24 ページになります。これはサッカー教室開催に伴います報償費分を補うということで 15 万円の増額となります。目 2 体育施設費につきましては体育施設共通管理経費で、これは旧本岐小体育館を一般開放の施設にしようとするもので、入り口を改修する工事 323 万円の増額、また、現在の体育館の中にあります学校の思い出コーナー、これにつきましては本岐の地域農業研修センターに運搬することになりますので、その委託料 14 万 4,000 円、合わせて 337 万 4,000 円の追加となるところです。目 4 学校給食費につきましては、給食センター施設管理経費におきまして、これは蒸気ボイラーの減圧弁購入費を需用費の消耗品として施設管理用 10 万 5,000 円の増額となることです。

それでは、歳入のご説明をいたします。3 ページから 4 ページをお開きください。款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税につきましては、補正財源の一般財源不足分としまして普通交付税 1,355 万 5,000 円の増額です。なお、今年の普通交付税の決定額につきましては、既に報道等でご承知かと思いますが、総額 25 億 9,640 万 9,000 円、前年度対比 6,036 万 3,000 円、2.3%の減額となったところであります。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金につきましては、高額障害福祉サービス等給付費として障害者総合支援事業費の 2 分の 1、9 万円の追加です。項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金につきましては、全額の補助といたしまして臨時福祉給付金事業で 460 万 4,000 円、年金生活者等支援臨時福祉給付金としまして

210万円の追加となります。

款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金につきましては、国庫負担金同様に高額障害福祉サービス等給付費として対象事業の4分の1、4万5,000円の追加となります。項2道補助金、目2民生費道補助金につきましては、地域づくり総合交付金といたしまして補聴器等の購入助成に対する補助3万円の追加となります。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及配当金につきましては、女満別空港ビル株式会社の株所有相当分に係る利益配当収入としまして3万円の追加となります。項2財産売払収入、目1生産品売払収入につきましては、町有牧野の支障木を売り払ったものを素材売払収入としまして2万2,000円の追加です。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、公共施設等整備基金繰入金といたしまして友楽園の暖房の設置工事、小学校図書室の移設工事、旧本岐小体育館の改修工事分として2,193万1,000円の増額となります。地域振興基金繰入金は、人づくり・まちづくり活動支援分として117万9,000円の増額となります。

5ページから6ページをお開きください。款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、一般財源分といたしまして2,152万2,000円の増額です。

款19諸収入、項4受託事業収入、目2農林業費受託事業収入につきましては、農業者年金業務の確定によりまして8万9,000円の増額となります。項5雑入、目5過年度収入につきましては、27年度分の自立支援給付費等の負担金分を過年度収入といたしまして12万7,000円の追加となります。目7雑入につきましては、まず二又の道路改修に伴う支障物件移転等補償費といたしまして508万3,000円の追加となります。森林環境整備推進協力金清算金につきましては、これは過去にありました上里地区森林空間総合利用地域運営協議会の解散に伴いまして、そこで集めていました協力金の清算としまして4万1,000円の追加となります。その他は、津別峠展望施設の駐車場の一部を使用しているものから徴収しています電気料3,000円の追加となります。

議案の補正条文につきましては、先に説明いたしましたとおりですので、内容については以上となります。

原案について承認賜われますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 8ページの総務管理費の負担金で、二水郷の中学生の交流事業の関係についてお伺いをしたいと思います。

当初予算で108万組んでおりますが、今回114万4,000円、合わせて222万4,000円ほどになりますけれども、当初予算のときの説明では滞在費の負担分というように聞いております。今回もそのような内容ではないかと思いますが、行政報告で9名の応募があったと。2人が辞退されたという報告があったわけでございます。7名のうち5名を選考したという報告があったのですが、これ中学生の負担分だというふうに思いますが、実行委員会に負担金を払って実施するわけなのですが、今回随行含めて何名行く予定なのかお伺いしたいのと、全体的に総額どれぐらいの経費で交流事業の行かれる経費になるのかお伺いしたい。

あわせて9名応募があつて2名が辞退されたということで、理由はいろいろあるかと思いますが、中学生の負担というのはゼロなのか、どれぐらいの負担になるのかお伺いをしたいと思います。

それから、同じ8ページの財産管理費の林業研修会館の耐震調査業務でございますが864万、一般財源で賄うようになっておりますけれども、本体の役場庁舎が既に耐震診断でだめだというふうになっているのに、その附帯の建物の耐震調査というのは必要なのかどうか、そのあたりの検討されたのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、16ページ、老人福祉施設の工事請負費で、友楽園改修してオープンしたわけなのですが、今この時期に床暖房332万1,000円ほどまたかけてやると。この経過について委員会でもあまり説明がなかったのですが、改修のときにこのあたりの暖房のことについて十分検討されたのかどうか、合わせてこの床暖房をやるということは既存の床を多分はがしてやらなければならないのではないかと思います。最初にやった改修と今回をあわせて検討の段階で十分されなかったことについて今回こういう形になったのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、18ページ、交通安全推進費の中の交通安全施設管理経費で、今回赤色回転灯の移設ということで12万3,000円予算を組んでおりますが、2回も続けて死亡事故が起きているという津別の国道の危険箇所、そういうものが今回布川と活汲のカー

ブの所に出ているわけです。それぞれ道路管理者のほうで、これあたりの危険性について検討されているかと思いますが、町として交通安全大会含めて毎年やられているわけなのですが、町としての危険箇所の何らかの対策を町としてする必要があるのではないかということで、赤色回転灯を布川、活汲のあのカーブ危険箇所に設置するか、今後考えるべきでないかなと思いますが、考えがあればお伺いしたいと思います。

それから、24 ページの体育施設費の工事請負費で旧本岐小学校の体育館入り口の改修工事、これは有効に使おうということで体育施設として改修するわけなのですが、別に入り口を設けられるということで、ここの夜間含めて利用されると思いますが、どのような管理方法でやれるのかお伺いをしたい。ということは、委託料は物品運搬の予算しか見ておりませんが、このあたりの絡みで管理方法についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいまご質問のありました8ページ、津別町・二水郷中学生交流事業の関係につきまして、まず私のほうからご説明させていただきたいと思います。まず、補正額の114万4,000円の大まかな内訳をお伝えさせていただきたいと思います。着地接待ルールの一部変更、実際に中学生を送り込むにあたりまして、二水郷の黄校長と打ち合わせをする過程の中で柔軟なルールをもって対応すべきでないかというご提案を受けまして、台北の二泊分と各種係る経費について津別町で負担することになった部分が39万1,000円でございます。ですので、ご質問の中にございました渡航費用あるいは滞在に係る経費につきましては、当初予算で計上しております108万円プラス今回の191万円というご理解をいただきたいと思います。残る75万3,000円の部分につきましては、事前研修という形で3回予定しております講師の派遣の費用でございます。静宜大学のほうから大阪の大学のほうへ留学されている将来日本語の教員を目指す留学生をお招きしまして事前研修を行うというようなことでもございました。その部分につきましては、行政報告の中にございましたように9月、10月の段階は、台湾で新学期の時期を迎えまして留学生の派遣は難しいということから、静宜大学のこの間お世話になっております張教授を派遣いただきまして第1回目を終了させていただいたというようなことでもございますので、ご理解をいただきたいと思います。

います。

それで、中学生の派遣人数は当初方針どおり 6 名ということで決定させていただきました。男子 3 名、女子 3 名、いずれも中学 2 年生でございます。随行者含めて何人になるのかということでございます。これにつきましても当初方針どおり 3 名ということで、行政のほうからは宮管教育長、学校の責任者としては可児校長、もう 1 人教員という形で社会科を担当する女性の教諭が手を挙げていただきました。ということから言いまして引率者 3 名、学生 6 名、計 9 名の派遣でございます。

そうしまして、中学生の負担は幾らなのかということでございました。1 月 29 日に開催しております議会全員協議会の中でもご提案させていただいておりますように、中学生の負担はいただかないという考え方でございます。したがいまして渡航費用、滞在費、そのほかパスポートの申請、あるいはトランクの借り上げ、各種保険含めて町のほうで負担する考えでございます。中学生のほうで負担していただくのは、身支度部分、あるいはみずからのお小遣い、こういったような考え方でおります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、私のほうから 16 ページの老人福祉施設管理経費、友楽園の床暖房設置工事について答弁させていただきたいと思えます。

まず、最初に寒さ対策をなぜしなかったのかということで、今回本当に手戻り的な工事になってしまうことについて施設利用者含めましておわび申し上げたいと思えます。改修するときが一番最初に向こうから挙げられた要望としては、できるだけバリアフリーにしてほしい、平らにしてほしいというのがありまして、床につきまして新たに暖房を入れない、高くすると段差が出るということで、どうしようかということで非常に迷ったところですが、その前に網走信金が使っていたときは、ずっと暖房が入っていたせいもあってそんなに寒いというふうには言われなかったというのもありまして、そのままにしてコンクリートの床にそのままピーペットを張った形になっていました。それで、でき上がったときに寒いかもしれないですねという話をしながらそのあと補助暖房なり、もし寒かったら敷物を厚くしたりとかいう話はしていたのですが、一冬越えたらとてもそれじゃあ追いつかないというか、かなり冷えて冬場の太

陽光でも少しは温まるのではないかと思っていたのですが、そういうことも天気が不順だったせいもあるのですが、とてもそれじゃあ追いつかないということで、根本的に何かできないかということで今回工事をするものです。

工事なのですが、先ほど床をはいでというか削ってという話がありましたが、今の床をそのままにしまして、その上にパネルを敷いて、その上にじゅうたんというかそういうのを敷くという形で床を削るものではありません。それで、そこを設置する所、しない所については合板を置いて平らにすると。ただし、玄関とかほかの部屋との間については若干の段差ができるということにつきまして、パネルの厚さが12ミリですので、それにちょっと敷きますので15ミリから20ミリ、1センチから2センチの間だと思いますが、それについては角をとって段差に対応するという形で工事をしようと思っております。そういうことについて利用している方と相談をいたしまして、今回この工事をするということでご承知いただきたいと思っております。

続きまして、18ページの関係なのですが、布川の国道になりますので、ここにつきましては管理者になります国の開発と警察と現場の確認をしたところですが、町のほうも担当者が一緒になって現場の確認をしたところなのですが、道路の形状としては危険なものはないですが、直線が続いた後のカーブということで、何らかの知らせるものが必要ですねということで、開発のほうでカーブがわかるような所の標識を考えたいという話でした。また、町のほうとしては、その手前のほうに注意看板を今上げさせていただいております。今後、それ以上何か対応ということも管理者等も含めまして考えていきたいと思っております。その後、今回そういう形でやった後でまたそれ以上ということで必要になれば、また考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま説明のありました18ページの交通安全施設管理費の関係でございますけれども、布川の死亡事故があった国道ですが、地域の方からやはりあそこについては電柱が道路に近過ぎるのではないかと。あと、何らかの方法をとってもらえないか、ガードロープだとかガードレールを付けてもらえないかという

お話がありました。それで、私どものほうとしては、先日別件で開発建設部の道路専門官と北見の道路事務所の職員が来ましたので、そこで要望をさせていただきます。その結果、今日連絡が来たのですが、ガードレール、ガードロープについては、基本的に設置基準があるので、あの場所では設置は難しいという回答を得ております。

ただ、あと、北電の電柱については、確かに見てみれば近いかもしれませんが。これにつきましては、私どものほうから北電のほうに報告させていただきますという回答を得ております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ページ前後しますけども8ページ、財産管理費、庁舎等維持管理経費の中の耐震調査業務についてのご質問にお答えしたいと思います。林研、議事堂診断実施しますが、その必要性を検討したのかということでもありますけども、ご存知のとおり平成25年度に庁舎については耐震診断実施しまして、耐震性はないというような結果が出ております。庁舎に隣接します林業研修会館と議事堂につきましては、耐震の調査を実施していないという状況でありました。議事堂につきましては、建築後43年経過しております。あと林業研修会館につきましては、築後36年経過しているという状況でありまして、今回診断を実施しまして今後の活用方法を見極めるため診断を実施したいということでもありますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（藤原勝美君） それでは、24ページの旧本岐小学校体育館入り口改修工事に係ります開放後の管理方法につきましてお答えしたいと思います。

管理方法につきましては、現在旧本岐小学校を利用しておりますエムリンクと現在委託管理ということで協議を進めているところでございます。また、夜間等の利用ということも考慮いたしまして近隣の自治体のほうを照会したところ、北見市で同様の利用方法がありましたので、そちらにつきましては地域で地域協議会をつくりまして、そちらのほうと指定管理者制度を利用して、委託管理を行っているという事例も考慮いたしまして12月までに検討して答えを出したいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 8ページの二水郷について再度お伺いしたいと思いますが、予算の中身については今お答えをいただいてわかりますけども、中学生が6名に引率が3名ということで今お答えをいただいたところなのですけども、実行委員会に負担金を払うと。実行委員会が実施するというような形ではないかと思いますが、実行委員会の方は随行して行かないのかどうかお伺いしたいのと、この予算の中で事前研修という予算もこの中に入っているということで今お答えをいただきましたが、3回程度やると。どのような内容の事前研修するのか。日常会話的なものなのか、向こうの生徒たちとの交流のためのそういう事前研修なのか、その具体的な中身について、もし決まっていればお伺いをしたいと思います。

それと、町民も関心があるということで、やはり応募して9名しかなかったということで、私はもう少し応募がいるのではないかという予想はしていたのですが、9名と。2名が辞退されたということでございますけども、もしこういう町がこういうふうにかかわってやるのであれば、それなりの町民に対しての情報を共有するというような形のをやられるべきでないかなと思いますが、お伺いをしたいと思います。

それから、同じ8ページの耐震調査の関係ですけども、本庁舎がだめだということで今移転改築含めて検討されている中で、この附帯施設を今後利用するか否かの検討をすべく耐震調査をしたいのだという今お答えをいただいたのですが、果たしてあそこに、これを調査してよしとすれば残して利用するのかどうか、私はちょっと疑問に思うのですけども、やられることは無駄ではないかなと思いますが、再度お伺いしたいと思います。

それから、16ページの床暖房の関係ですけども、当然暖房は当初から検討されて元の網走信金の利用形態に合わせた暖房方式でやられたと思うのですけども、床暖房ですけども、パネル方式でやるのだということに今説明があったわけなのですけども、この床暖房にした場合、いわゆる24時間ということもないのですけども常時入れておくのか使うときだけ入れるのか、管理利用方法について、それまで検討されているのかどうかお伺いしたい。なぜかというとならぬと床暖房は立ち上がりが遅くて消しても、利点と欠点があるいろいろあるわけなのですけども、それあたり検討されたのか。もし寒い日

であれば、早い時間から入れなければ立ち上がりができないと。ほかの暖房はつけたらある程度すぐ温まるのですけれども、それあたりの管理の方法を老人クラブのほうと十分協議をされたのかお伺いをしたいと思います。

それから 18 ページの交通安全施設の管理の中で今お答えいただいたのですが、やはり道路管理者は管理者なりの基準があって、できないものはまずなかなか無理だと思いますので、やはり町としてそれなりの検討を加えて町でできることをできればやってほしいというように思います。布川も活汲も過去に事故が起きておりますので、やはり町として赤色回転灯でもよろしいですし、何か表示をするだとか注意を促す何か検討してほしいと。交通安全協会もあるのですけれども、それあたりと協議してこういうものを進めながら津別町の交通安全について十分な対策をとっていくべきでないかなと思います。

それから、20 ページの体育施設費の旧本岐の小学校の体育館ですけれども、これは説明では体育施設という条例の中に入れてそれぞれ利用されるというようになっておりますが、いろんな団体が使うのではないかなと想定されますが、夜間、休日含めて使われると思うのですけれども、ここの施設の利用の、例えば週何回とかいろんな決め方があろうと思うのですけれども、そういうものを考えながら、この 12 月以降、この施設を使うように対応するのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） それでは、8 ページの津別町・二水郷中学生交流事業の関係で幾つかご質問があった分について私のほうからご説明させていただきたいと思っております。まず、一つ目の実行委員会の方は随行しないのかというご質問がございました。実行委員会は、津別町日台親善協会、津別町教育委員会、津別中学校そして行政でもって立ち上げました。その副実行委員長のメンバーの中に宮管教育長と津別中学校の可児校長先生がいらっしゃいます。そういった意味からいけば実行委員の方の中で随行者がいるということでご理解をいただきたいと思っております。

二つ目にごございました事前研修の中身についてでございます。これは、派遣する中学生のみならず引率者、そして関心のある学生、そして教員の皆さんにも広く呼びかけ参加をいただいたところでございます。まず、二水郷という町が台湾のどこにある

のか。あるいは、台湾という国そのものがどれほどの面積なのか。主要な産業はどうなっているのか。歴史や文化のことについても先日お話をいただきました。簡単な日常会話、数字的なことを含めて台湾の言葉で話せるような訓練もしていただきました。第2回目、第3回目の中では、自己紹介を向こうの言葉でできるような訓練をしましょうというようなことで宿題も与えられております。台湾からの留学生のみならず、もう既に日台親善協会の方々含めて多くの方々が台湾あるいは二水郷のほうに出向いている方がいらっしゃいますので、10月1月研修がございませんので、その中で既に台湾に参加された方のほうから台湾の印象、こういった楽しい所があるよだとか、こういったことに気を付けましょう、こういったことに感動したというような5分から7分程度のスピーチをいただきながら、台湾あるいは二水郷を身近なものに感じていただきながら、5泊6日の日程を有意義なものにするための研修を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、9名しか申し込みがなかったということで、少ないというご感想をいただいたところでございます。あるいは、町民に対する情報提供が少ないのではないかとというご指摘もございました。子どもの心理というものは不思議なものでございまして、ある父兄から耳にしたところでございますけれども、友達をなかなか誘わなかったということでございます。というのはライバルになるということです。3名を超えることによって自分はふるいにかかると、それを防止するような意味で私は参加したいのだというようなことを友だちの中にも打ち明けないまま締め切りを迎えたというような経過でございます。何となくわかるような気がします。

そういうことからいきまして9名が少なかったのか多かったのかと言えば、私は1回目としては随分前向きな人数だったのかなというふうに思います。あるお父さんのお話を聞くと、学校からチラシを持って来て「こうやって台湾に行けるのだけれど、お父さん行っていいかい？」というようなことで、非常に9名の中には複数の方がその日のうちに台湾の参加を決意してお父さん、お母さんの了解を得るために一生懸命説得をしたというようなことも伺っております。そういうようなことからいきまして、大きな一歩を踏み込んだのかなという、担当としては印象を持っております。

町民の方々に対する情報の提供でございますけれども、こういった方が参加します。

参加してきて感想文はこうですというようなことを広めることがいいのかどうか含めて、その周知の仕方につきましては学校長のほうとも協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） 同じ8ページの耐震調査の関係、2回目のご質問ございました。診断結果で耐震性があるとした場合でも残していくのかということでありまして、耐震診断結果がどのような結果になるかということはまだわからない状況でありますけれども、仮にの話でございますけれども耐震性があるとした場合につきましては、庁舎とは別に今後の有効的な活用を検討していきたいというふうに考えております。また、耐震性がないとした場合につきましては、庁舎の課題等も含めまして対応方法を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、私のほうから友楽園の床暖房の工事の関係なのですが、使用します老人クラブとは既にこういうような工事をしたいということでお話し合いをさせていただいております。パネルで設置するというご了解は得ているのですが、その後のどうやって運用するかについては詳しい話をしていません。議員のおっしゃられることを参考に今後進めていきたいと思っております。

なお、このパネルなのですが、この床暖房のパネルはほかの暖房とは違って、これ専用のボイラーを使う形になりますので、床暖房だけ先にとか、そういうことは可能というふうに考えております。

それから、交通安全の設置、施設管理経費の関係なのですが、議員おっしゃるとおり何かしら、今簡易な看板しか設置していないのですが、今後関係団体と協議しながらどういうことができるのか、また、どういうふうな対応をすべきかというのを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（藤原勝美君） それでは、旧本岐小学校体育館の今後の利用時間等の利用形態についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、社会体育施設と

して現在使われております農業者トレーニングセンター、こちらの方式を利用させていただきまして、時間等についてはそういった形で検討したいなど。あと、利用方法につきましては、1団体に偏ることなく農業者トレーニングセンター同様利用者協議会を開きまして、時間割り等々を協議して夜間等の運営に充てたいというふうに考えております。なお、詳細につきましては、まだ検討課題ございますので、こちらにつきましては12月までに検討して答えを出したいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 二水郷について再度お尋ねをしたいと思います。私は、実行委員会は民間レベルでだれか行くのかなということでお尋ねしたのですが、教育長以下含めて事務局に近い方だと思っておりますので、昨年民間レベルで向こうに行かれたということで報告があったわけなののですが、将来考えると町長の構想では中学生をまずこういう形で派遣して、向こうとの姉妹都市的な提携でうたわれているものを今後発展するのであれば、できればこの機会に民間レベルの方が一緒に随行されるのが望ましいのではないかなと思います。かつ、随行される3名の教員、教育長含めて、その方も今回の事前研修を受けられるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、庁舎の維持管理の耐震調査ですが、説明では結果が出てからそれあたりの当然なるでしょうけれども、その前に八百何万を一般財源かけてやる必要があるのかどうかということをお尋ねしているのです、使えるとしても、あそこだけを残して使うということは、ちょっとどう考えても理にかなわないことだと思いますが、それあたり十分検討してほしいなと思います。

友楽園については、わかりました。

それから、交通安全施設の関係で、町民の交通安全に対する考え方の云々の浸透はいいのですが、やはり施設のそういう対策を今後計画的に町道、道道、国道含めて再点検されて、計画的にもしやるのであればやっていただきたいなど。ということは、これから老人の運転される方が非常に多くなると。今回若い人がこういう事故になったのですが、高齢者の運転者が増える中で、そういうものを今までと違う形の対策について検討していただきたいなと思います。

体育施設についてはわかりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） それでは、8ページの津別町・二水郷中学生交流事業の関係で二つご質問がございました。民間レベルの方の随行を行うことが望ましいのではないかということでございましたけれども、これは総務文教常任委員会あるいは議会全員協議会の中で方針としてもご提案させていただいておりますように、早い段階からお一人は行政の窓口という形で津別町を代表する者、お一人は学校を代表する責任者、お一人はそれを補佐する形での教諭というような方針でまいりましたので、その考えどおりで進めていくことについてご理解をいただきたいと思います。

なお、津別町日台親善協会の中では、これに合わせて台湾訪問を計画してみないかというような話があったり、毎年の日台親善協会での派遣は厳しいが、隔年おきに希望者を募って、台湾そして二水郷へ訪問することはどうなのだろうかというようなご提案をいただいております。事務局を担当する者といたしましても、そういった関係について理事会等開きながら、その扱いについて具体化していきたいというふうに思っておりますけれども、今回の取り組みにつきましては行政主導の取り組みということでご理解をいただきたいと思います。

二つ目にご質問しました随行者3名も事前研修に参加しているのかということでございましたが、参加しております。第1回目も参加しておりますし、2回目、3回目、そして今4回も予定されておりますけれども、それぞれ参加していただきながら実際に参加する学生と歩調を合わせ、同じ取り組みをしていきたいという考え方を持っております。

続きまして、同じく8ページの耐震調査業務の関係で864万円をかける値があるのかというご質問がございました。要するに有効活用するためにどれほどの耐震補強整備をしたら使えるのか、もしくは、それがなくてもいいのか、その見極めをするためには確かな調査をしないことには住民の方々に説明がつかないということでございます。今後庁舎の改築を具体的に検討協議を進めるにあたって、この議事堂を壊すのか、壊さないで利用するのか、林業研修会館を有効に活用するのか、活用できないのか、そこら辺の見極めをする意味でも調査が必要だという判断をしたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 交通安全の施設の管理経費の関係ですが、議員おっしゃるとおりだと思います。一昨年、注意や啓蒙の看板等の整備はさせていただきましたが、その後の改めて設置することについては特に検討していませんでした。今回のことを受けまして、また高齢者対策というのもおっしゃるとおりですので、それも含めて今後検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点に絞って質問したいと思います。16ページの工事請負費の友楽園関係ですけれども、たまたまここで暖房の改修の問題が出てきましたので、角度を変えて関連でちょっと伺いたいと思います。

市街地には6クラブありまして比較的規模が大きいと。今回友楽園が先行して暖房整備を行うということですが、ほかのクラブも火器管理については、日ごろから細心の注意を払って使用しているという実態です。今回このように友楽園が整備というふうになりましたけれども、ここでこういう整備については、全体計画的なものがあるのかどうか。あるとすれば年次計画的にどのような形になるのか伺いたい。ないとすれば、どのような考えで整備をしたのか。結局予算要求をすれば、それが検討対象になるのかというふうな絡みで答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと今現在、公共施設の整備計画を進めて、もうほぼでき上がるというふうに思うのですが、共和のセンターについては、比較的改修もろもろいっぱいありますけれども、事業費等が多額になれば当然公共施設の整備計画の中に入るのかなというふうな私は解釈をして予算要求等はしていなかったと。それで、公共施設の整備計画の対象はどのような、結局事業費だとか事業量だとかいろいろあると思いますが、どのような対象の線引き、例えば事業費300万以上だとか、例えばそのような一応の目安的なものがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） まず、各老人クラブの施設の関係なのですが、今回友楽園につきましては、どちらかというとも昨年の工事の手戻りのところがあります

ので、新たな整備計画ではなくて、整備ではなくて昨年の整備の続きということでご理解いただきたいと思います。また、各町内、市街地、市街地外含めましてすべての施設に関しては、特に外壁とか屋根とかという所の計画を持っていまして、順番に整備しているところであります。

それから、あと共和の集会施設の話もありましたが、ほかもそうなのですが、基本的には各施設からの営繕の要望を毎年いただいております、それに基づいて対応できるものは対応していくという形をとっておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまの質問の中で公共施設等総合管理計画の部分もございましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

この計画、今年度から始めておりまして現在まだ策定中でございます。この計画につきましても、すべての公共施設が対象としておりますので、当然のことながら俗に言う寿の家もすべてが含まさるということになるかと思っております。それについて事業費が云々ということではなくて、施設が対象となりますので、事業費関係なくすべての公共施設はこの計画の中にうたわれていくというような形になります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 今答弁がありましたけども友楽園は、去年の絡みの関連があるから特別対応というか、そういう形でやったと。やることについては別に私は異論はないのですけども、やはり、例えば一つの老人クラブをこのように安全を含めて手がけるということになれば、ほかの特に市街地については類似的な施設ばかりです。ですから、先行するのは構わないと思うのですけれども、そういう例が出てきたら、やはりほかのクラブあたりにもそのような話を聞くなり、これはここだけの整備では済まないなという認識をやっぱり持って、総合的な関連を十分認識してほしいなど。

あと、もろもろ言いますといっぱいありますけれども、いろいろその辺共和のクラブでも、やはり管理のあり方についても非常に頭を悩ませていると。どちらかというところと皆さんが本当にやりたくないのだというふうな実態なのです。ですから、我々も手

をかえ品をかえ、いろいろ要求等なり何なり、さらにそれぞれクラブの実情も踏まえて予算要求はしていると思いますけども、その辺含めてクラブ全体を十分見ながら公平というか、それぞれのクラブが納得できるような、そういう計画を持ったほうがいかなということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 公平にというのはおっしゃるとおりでありまして、また、共和につきましては特に集会施設なのですが実質的には老人クラブのほうで管理していただいているというふうに私たちも理解しているところであります。全体を公平にという形でぜひ考えていきたいのですが、中にはまだ建ってなくて建設要望が出ているようなところもありますので、なかなかすべてに行き渡らないところがありますが、できるだけ皆さんが快適に使えるように対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 66 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 66 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について内容の説明を申し上げます。

条文の第 1 条として、歳入歳出予算の総額に 345 万 2,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 8 億 8,775 万 2,000 円とするものでございます。

はじめに歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、目 1 の一般管理費で 68 万 7,000 円の増額です。総務一般事務経費、旅費は、保険事業の制度移行に向けた納付金算定事務及び連携システム等の説明会分として 9 万 3,000 円、19 節負担金補助及交付金は、保険事業納金算定標準システムとの情報連携に向けたシステム改修費で、北海道自治体情報システム協議会に対する負担金 59 万 4,000 円の増額であります。

次に、款 2 保険給付費、目 2 退職被保険者等療養給付費、19 節負担金補助及交付金として 5 万 6,000 円の増額です。これにつきましては、前年度の療養給付費等交付金が追加交付となったことに伴い同額を療養給付費負担金として増とするものでございます。

次に、款 8 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、健康づくり事業経費、13 節委託料で特定健診未受診者対策業務として 270 万 9,000 円の増額補正であります。これにつきましては、毎年実施している特定健診事業について、さらなる受診率の向上と疾病予

防、医療費の削減につなげるため国庫補助特別調整交付金を財源として未受診者への受診勧奨、データ分析等を行うものでございます。

続いて、歳入の説明となります。3ページ、4ページをお開きください。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金で270万9,000円の増であります。これは、ただいま歳出でご説明いたしました特定健診未受診者対策事業分であります。次の目3国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金59万4,000円の増額は、国保の情報連携に向けたシステム改修にかかわる補助金でございます。

次の款3療養給付費交付金、目1療養給付費交付金5万6,000円の増は、前年度の療養給付費等交付金が追加交付されたことによるもの。

次の款8繰入金、目1一般会計繰入金の9万3,000円は、歳出の一般管理費、総務一般事務経費、旅費の増に伴うものでございます。

それでは、第1表に戻っていただきまして、ただいまご説明申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理させていただいたものでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 6ページ、保健衛生普及費で健康づくり事業経費、特定健診未受診者対策業務270万9,000円なのですが、ここ数年の受診率の変異と、それから具体的な事業内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいまのご質問でございます。ご承知のように特定健診につきましては平成20年から取り組んでいる事業でございますけれども、当初取り組んだ年度につきましては、受診率が21%ということでございます。その後、3年ほど上昇がありまして、最高では平成24年度に38.7%という受診率でございました。その後、25年以降受診率が下降傾向にありまして、平成27年度、前年度ですけれども、前年度につきましては21%ということでございます。集団健診、個別健診等でございますけれども、年々このように受診率が下がっているということでございますので、ちょっと受診勧奨を含めたデータ分析等を行いながら、受診率のアップとさらには、ひ

いては療養費の減少につなげていきたいということでございます。

健診に係るいろいろな事業としては、さまざま保健事業ではやってはございます。予防に関する事業、例えばそれこそ転倒予防教室も含めてなのですけれども、いろいろな事業を含めてやらせていただいていますけれども、なかなか高齢者が多い町ということではなぜ受診率の向上につながらないか、後期高齢の部分そうなのですけれども、よく言われるのは、既に病院にかかっているのでは私はこちらで診てもらっているから改めて健診には、という声が圧倒的に多いのが事実でございます。この辺の部分も含めてデータ分析をして、この事業をすることによって、ちょっと改善に向けた取り組みをしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 特定健診につきましては、国保のほうでペナルティもあるということで20年から始めて最初の3年ぐらいは、非常に町も積極的だったと言ったら怒られますけど、上昇していたのは私も記憶しております。ただ、ここ数年やはりトーンダウンしてきているということで、ペナルティ云々じゃなくて、やはり特定健診を受けてもらうことによって健康を担保できるというか、お年寄りの健康に寄与していくという意味では特定健診は、本当に受診率を高めていかなければならない事業だというふうに私は認識しております。

そんな中で、こうした未受診者へのアプローチをするということであれば私は大変結構なことだと思うのですが、ちょっと具体性が見えないのもうちょっとお聞きしたいのですが、実際どのような形で情報伝達をしていくのか、健診を勧奨していく具体的な施策についてもう少しお話を聞かせていただきたいと思います。今言ったお話では、聞き取り調査のようなことをしているようにも感じたのですが、その辺についてももう少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） 議員おっしゃるとおりを受診勧奨をしていく上ではいろいろな、高齢者が結構多いということでその辺のハードルもあるのですが、取り組みとしては、いろいろ例えば予防でいけばアンチエイジングだとか、そういう

介護だとか、そういうふうにならないための事前のそういう教室を開いたりとか、健康教室であったり、啓蒙活動等もそれぞれやってはございます。今回も、例えば健診にあたっては、例えば広報等でもいろいろ周知はしていますし、年度当初でもいろいろな形で年間の健診のスケジュール等もお知らせしています。さらに、毎日お気づきかと思えますけれども、かわら版等にもかなり協力いただきまして連日のように健診の記事を載せていただいております。先ほど言いましたように、そういうアンチエイジング含めていろんな事業の中でも健診のPRをしてございますし、今後さらにそういった部分を強化していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 少しわかりましたけれども、私が町の中で少しお話聞いたりする機会があるのですけれども、やはり80歳代以上の受診率が低いというふうに聞いております。お話聞くと今さら病気見つけてもしょうがないということで、例えばがんがわかっても多分もう手術もできないし、寿命が早いかがんの進行が早いかという問題だけだから、まさに私のおふくろ今89歳ですけれども、「行かないか？」と言ったらそういうふうに言われました。そういう方が多いのですけれども、やはり健康寿命というか、元気でいられる時間を延ばすためには、やはりこうした健診を受けていただいて、本当にいつまでも元気で暮らしていただけることが大事だと思いますので、ぜひさらに知恵を絞って未受診の方を1人でも多く受診していただけるように努力していただきたいと思っております。

終わります。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま議員言われたとおり、さらに受診率の向上に向けた取り組みを行っていきたく思っておりますし、実は、今80歳代云々という話がありました。津別町の場合、後期高齢者の部分の受診率もかなり低い状況にございます。実は、再来月、11月でしたか後期のほうの担当のほうから現地指導ということで道内低い町村のほうにも入っている部類で、津別町のほうにも現地指導という形で入って来る予定になってございます。その辺のところも踏まえまして、これか

ら対策をいろいろ練っていきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 67 号 平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 67 号 平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

今回補正では、歳出では平成 27 年度超過交付金の国庫支出金等の返還金の補正が主なもので、それに伴う歳入補正であります。

条文の第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 597 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 6,787 万 7,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きく

ださい。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費では、福祉用具購入経費増によりまして予算の調整のため、こちらのほうで30万円の減額補正としております。目3 福祉用具購入給付経費で、利用者の増によりまして30万円の増額補正となります。

次に、款5 諸支出金、項1 償還金及還付加算金、目2 国庫支出金等償還金では、平成27年度の介護給付費の国庫支払基金、道費負担金で537万938円、地域支援事業の国庫支払基金道費補助金で60万7,275円の超過負担金の返還金といたしまして597万7,000円を増額補正するものです。

続いて、歳入にお戻りいただきまして3ページ、4ページになります。款6 繰入金、項2 基金繰入金、目1 基金繰入金では、平成27年度の介護給付費と地域支援事業の額の確定に伴いまして超過負担金の返還金といたしまして介護給付費準備基金に積み立てておりました597万7,000円を繰り入れするための追加補正となっております。

それでは、条文に戻っていただきまして第1条第2項に定める第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、原案にご承認いただければと、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 68 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 68 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の提案理由としましては、水道施設の修繕に係る費用の追加でございます。第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 47 万 6,000 円を追加し、予算に総額を 8,080 万 5,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、11 節需用費、修繕料につきましては、相生浄水場の次亜塩素素注入ポンプの故障によりまして 47 万 6,000 円の追加をお願いするものです。

3 ページ、4 ページをお開き願います。歳入につきましては、一般会計繰入金として歳出の不足額 47 万 6,000 円の追加をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 69 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 69 号 平成 28 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、簡易水道統合に係る企業会計システムの修正経費及び町道改良に伴う配水管移設設計委託料等の追加でございます。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の支出の部において、第 1 款水道事業収益に 11 万 9,000 円を追加し、収益を 1 億 4,475 万 6,000 円とし、支出の部において第 1 款水道事業費用に 95 万 8,000 円を追加し、費用を 1 億 4,140 万 1,000 円とする補正をお願いするものです。

3 ページをお開き願います。収入の部、款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 3 雑収益は、決算に伴う消費税の精査でございます。11 万 9,000 円の追加でございます。

支出の部、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 総係費において、簡易水道事業を企業会計に統合するためのシステムの修正に係る費用で、委託料 72 万 4,000 円の追加、項 2 営業外費用、目 3 雑支出は、特定収入仮払消費税として 11 万 9,000 円の追加、項 3 附帯事業費用、目 1 原水及び配水費は、清掃業務の回数増で 11 万 5,000 円の追加となります。

本文にお戻り願います。第 3 条につきましては、予算第 4 条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改めまして資本的収入及び支出の予定額を第 1 款資本的収入に 159 万 9,000 円を追加し、収入計を 159 万 9,000 円とし、第 1 款資本的支出に 159 万 9,000 円を追

加し、支出額を 5,776 万 8,000 円とする補正をお願いするものです。

4 ページをお開き願います。資本的収入及び支出については、収入、支出とも町道 141 号線道路改良に伴う配水管移設に係る設計費用として工事負担金、委託料がそれぞれ 159 万 9,000 円の追加となります。工事は来年度の予定ですけれども、発注時期が早いために今年度の設計とするものです。

1 ページ、2 ページの予算実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

5 ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書となります。一番下の資金期末残高につきましては補正分が減額となりまして 2 億 5,998 万 4,000 円となります。続いて、6 ページから 8 ページ、本年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては、6 ページの下から 6 行目、現金預金が減額し、5 ページの資金期末残高と同額の 2 億 5,998 万 4,000 円となります。

8 ページ、下から 5 行目、当年度純利益につきましては 335 万 5,000 円と見込むものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、認定第1号 平成27年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第14、認定第7号 平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、認定第1号 平成27年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第14、認定第7号 平成27年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

お諮りします。これら7件については、会議規則第39条第2項の規定に基づき内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は、別紙で配付のとおりでありますのでご承知おきください。

お諮りします。決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） ただいま上程となりました決算認定のための審査については、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら7件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し、動議といたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（鹿中順一君） ただいま白馬康進君から、一般会計ほか6会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら7件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたい

との動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
したがって、ただいまの白馬康進君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら7件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思えます。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時50分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長(松橋正樹君) 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には篠原眞稚子議員、副委員長には茂呂竹裕子議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、読み上げて説明に代えさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であることから、国においては、下記の3点について措置を講ずるよう強く要望しようとするものであります。

提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣に提出をいたします。

趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、意見書案第6号 「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心の介護保障を強く求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案第6号についてご説明を申し上げます。

介護保険をめぐっては、一昨年「要支援1・2」を訪問介護、デイサービスなどが保険対象から外されたばかりであります。平成29年度からは、市町村の事業に移され全自治体で実施するとしていますが、各地で受け皿不足が浮き彫りになり、利用者・家族の不安を高めています。

政府は各市町村における状況の検証もせず、新たに要介護認定を受けた人の過半数を占める「要介護1・2」の軽度者約229万人の訪問介護、福祉用具貸与、住宅改修などを保険給付から外そうというもので、来年の通常国会提出を目指し具体案の検討を始めています。ちなみに、津別町では173人が該当します。

財務省の財政制度等審議会は、掃除や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、これが実施されたら利用者の負担は10倍になるものです。

生活援助サービスは、ケアプランに基づき計画的に実施されているものであり、専門家が利用者の状態の変化に気付き、早期対応を可能にしています。それをなくせば利用者の重症化が進み、むしろ介護保険財政を圧迫しかねないと、家族会や日本医師会なども指摘しているところです。

社会保障費の大幅削減のために次々と介護保険を縮小する政府の姿勢は、異常というよりほかありません。政府は保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度をつくってきました。それが「負担あってサービスなし」では、国民の納得は得られず、介護保険制度の根幹を崩しかねません。

よって、「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心の介護保障を強く求めるものです。

提出先は参議院、衆議院議長、内閣総理大臣ほか関係各大臣となっております。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第7号 JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま上程されました意見書案7号について一部読み上げての提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたしますと思います。

JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化を求める意見書。地域のローカル線を多く抱え大きな収益の柱がないJR北海道・JR四国と、全国一元経営で国鉄時代の老朽資産を多く保有するJR貨物は、経営基盤が極めて脆弱であり、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など「経営自立計画」の達成に向けた努力を、労使を上げて積み重ねてきました。

平成 29 年 3 月末には、J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎え、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中、税制特例措置の適用延長は必須であり、これらの支援措置の恒久化を図った上で、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展に向けた道筋を明らかにすることが必要であるということから、以下の 4 点について衆議院議長をはじめ各大臣に提出するものであります。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 7 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

昼食休憩 午後 0 時 1 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、意見書案第 8 号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革と T P P の拙速な国会承認の反対を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）　〔登壇〕　ただいま上程になりました意見書案第8号　農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書について、読み上げながら説明をさせていただきたいと思えます。

安倍政権は発足以来、経済政策のアベノミクスの3本の矢の一つに、成長戦略に「農業の成長産業化」を位置づけ、「農業・農村の所得倍増」「攻めの農業」などを掲げ、次々に改革を進めてきました。しかし、その実態は、競争と市場原理を強いる新自由主義であり、農業分野への効率優先、企業参入の促進など大企業への利益誘導を図る改革にほかなりません。しかも、この先、この進め方は、経済界で構成される産業競争力会議や規制改革会議による生産現場を置き去りにした官邸主導の構造改革の断行です。

「成長戦略の切り札」と位置づけるTPPでは、参加国との合意を受け入れ後、「農政新時代」と銘打った「TPP関連政策大綱」を示し、交渉過程など十分な情報公開をされないまま、議論を国内対策にすり替えています。また、農産物の市場アクセス分野では、すべての品目で譲歩を重ねており、重要5品目の聖域を確保するとして国会決議に反していることは明らかです。さらに、TPPにおいては9月からの臨時国会で早期承認を目指し、各国の先陣をきって国内手続きを完了させる強い姿勢を示しております。

ついでには、農業・農村を崩壊させかねない農政改革に反対するとともに、TPPの拙速な国会承認を行わないよう下記のとおり要望をしようとするものであります。

提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　意見書案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第9号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第9号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める意見書について、提出者として説明をさせていただきます。文章を一部読んで提案に代えさせていただきたいというふうに思います。

国は、「米政策改革」を推進し、平成30年産から行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金を廃止しようとしています。これまでの「価格は市場で、所得は政策で」との考え方は放棄されています。既に、主食である米の価格形成はすべて市場経済に委ねられ、暴落と低迷が続く中、場当たりの所得政策も十分な機能を発揮しておらず、担い手稲作農家は国の米政策に翻弄され続けています。

稲作経営の安定を損ない、担い手農家を置き去りにした「米政策改革」の抜本的な見直しを図り、主食である米の需給及び価格の安定、水田農業の持続的発展に期する政策を確立されますよう、下記の事項を強く要望をしようとするものであります。

提出先につきましては、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 10 号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま上程されました意見書案第 10 号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書について、一部読み上げて提案をさせていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。

北海道は、全国の過半の生乳を生産しており、このうち乳製品向けが 8 割を占めている中で、都道府県の酪農家と連携しながら、国民に対し、安全・安心で良質な北海道産の牛乳・乳製品を安定的に供給する役割と責任を担っております。

しかし、近年は、主産地・北海道でも飼養農家や乳用牛頭数の減少が続くなど、生産基盤の弱体化が危惧されている。今後も、牛乳及び乳製品を安定的に供給していくためには、酪農家が安心して経営を続けられる政策支援などの環境整備が必要であります。特に生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性がないという特性がある。この生乳を、日々の需給変動に応じ迅速かつ安定的に、牛乳・乳製品として供給していくためには、さまざまな輸送手段を確保しながら多元的な用途・乳業者に販売していくことが求められております。

しかし、規制改革会議の提言・答申は、安定的な生乳取引・流通と需給調整を混乱に陥れ、さらに酪農経営そのものの根幹を揺るがす問題である。

これらのことから、下記の項目により衆議院議長ほか各大臣あてに提出するものであります。

皆さんの賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、意見書案第 11 号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいま上程となりました意見書案第 11 号、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書について提案させていただきます。

平成 20 年度から実施された後期高齢者医療制度は 9 年目を迎えました。この制度における保険料軽減策として、政令本則で均等割の 2 割、5 割、7 割軽減としておりますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の 8.5 割、9 割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も 9 割軽減としてまいりました。

平成 27 年度の国の予算ベースでは、所得割の 5 割軽減で 153 万人、均等割の 9 割軽減、年金 80 万円以下の人に対しては 317 万人、8.5 割軽減で 274 万人、被扶養者だった人の 9 割軽減では 171 万人が特例措置の対象となってきました。

北海道では、平成 27 年度均等割 9 割軽減で 19 万 1,000 人、8.5 割軽減 13 万 6,000 人、被扶養者だった人の 9 割軽減は 5 万 9,000 人、合計 38 万 6,000 人が対象となっており、全被保険者に占める均等割軽減は 51.9%に上っています。また、所得割軽減の対象は 7 万 3,000 人で 9.8%、津別町でも 258 人が 9 割軽減、378 人が 7 ないし 8.5 割軽減となっており、所得軽減は 185 人、合計 821 人の軽減が行われております。

こうした状況の中、国は平成 26 年 6 月、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太方針）」によって、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的見直し

を決定し、平成 27 年 1 月社会保障制度改革推進本部決定により、平成 29 年度から原則的に政令本則の 2 割、5 割、7 割に戻す予定です。

この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約 60%の軽減対象者の保険料が引き上げられ、甚大な影響を及ぼすことになります。

北海道でも 75 万 7,000 人の加入者のうち 46 万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや、生活必需品の値上がりなどと相まって、生活環境のさらなる悪化が懸念されます。

よって、国においては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を図るよう強く求めるものであります。

なお、北海道議会が 7 月 8 日、同じような意見書を全会一致で採択されておりますことを申し添えて提案とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

提出先は、衆議院、参議院議長、内閣総理大臣ほか財務、総務、厚生、社会保障・税一体改革担当省、内閣官房長官であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 6 号 平成 27 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告書の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましては、ご了承願います。

◎報告第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、報告第9号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成27年度5月分、平成28年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。
これで平成 28 年第 5 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後 1 時 21 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員